

別紙

諮問第684号

答 申

1 審査会の結論

「110番処理簿」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成30年〇月〇日の〇時〇分頃から〇時〇分頃にかけての〇〇交番において、開示請求者が被害者であるトラブル（〇時〇分頃〇〇駅発下りの〇〇線急行車内で、開示請求者の右斜め前に立っていた〇〇の〇歳くらいの男が、座っていた開示請求者の右足のつま先にプレッシャーをかけ続け、これを開示請求者が注意したら逆切れして開示請求者を盗撮したことに端を発したトラブル）の対応に当たり、〇〇警官（名前聞くも名乗らず）らの〇〇警察署署員が、加害者の〇〇男に加担して被害者である開示請求者に謝罪させるという常識では考えられないトラブル処理を行った〇〇警察の職権濫用が強く疑われる（犯罪的）行為に関する全ての個人情報・資料（110番処理簿）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成30年7月6日付けで行った一部開示決定について、非開示とした部分のうち警察職員の印影以外の情報について開示を求めるといふものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

第一に、警察職員の氏名に係る非開示対応については、実施機関は条例16条2号及び4号に該当するためと主張している。

しかし、本件開示請求は審査請求人と電車内等で審査請求人につきまとい行為を行

った男との間で生じたトラブルに関する警察署の事件処理の記録であり、ここで非開示とされた警察職員は全て警視庁の警察官という公務員のはずである。

警察官は強い権限行使もちらつかせながら公務としてトラブル処理を行っているのであるから、請求者以外の個人に関する情報であっても、公務に関する情報として一都民的立場にある審査請求人にその説明責任を果たすため開示すべきである。

第二に、「事件内容」「通報者」等の各欄の非開示対応については、条例16条2号及び6号に該当するためと実施機関は主張している。

しかし、本件開示請求は審査請求人と男との間で生じたトラブルに係る事件処理の情報であり、ここで非開示とされた男は車内等で審査請求人につきまとい盗撮するといった犯罪行為を行っており、本件トラブルは重大な刑事事件に発展する要素を含んだ事案であるといえる。

よって、審査請求人が平穏無事に日常生活を送っていくためには、事件発生防止の観点からも審査請求人が男の氏名等の情報を容疑者情報として把握しておくことが必要となる。

そして、これによる本件情報公開の必要性は、実施機関が主張する「警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の弊害よりもはるかに大きい。

よって、実施機関はこれに関する情報を開示すべきである。

最後に、「処理てん末状況」欄のうち「結果」欄の非開示情報については、条例16条6号に該当するためと実施機関は主張している。

しかし、本件開示請求は、審査請求人と男との間で生じたトラブルにおける警察署の事件処理の記録であり、そのトラブル処理において警察署の警官は、被害者である審査請求人を加害者として扱い、「相手に謝れというのなら、お前（審査請求人）も謝れ。これ以上もめるのなら両方を容疑者として署で取調べを行う」などといった趣旨の発言により審査請求人を脅迫・強要し世間の価値観から大きく乖離したトラブル処理を行った。

これにより、被害者である審査請求人が加害者である男に「極めて正当な」謝罪（つきまとい行為や盗撮についての謝罪）を請求するのが完全に阻害された。

このような経緯を勘案すると、事案処理に係る評価や判断に関する情報を非開示するのは、前記〇〇署警官の脅迫・強要行為を身内のなれ合いによる隠蔽することにつながる問題対応であるとともに、審査請求人が有する個人情報の訂正請求の権利を

妨害するという条例違反の行為であるから、早急に是正すべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

審査請求人は、審査請求書の中で、「110番処理簿で非開示とした部分のうち、警察職員の印影以外については、その記録されている情報を全て開示せよ」と申し立てているので、警察職員の印影を除く非開示部分を非開示とした理由について以下説明する。

(1) 警察職員の氏名の非開示とした部分（以下「本件非開示情報1」という。）について

警察職員の氏名は、審査請求人以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、条例16条2号に該当し、いずれの職員も慣行として氏名が公表されている管理職職員ではないことから、同号ただし書イに該当しない。

また、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

さらに、開示することにより、捜査、取締り等の職務に直接現場で従事する警察職員が識別されることになり、その結果、当該職員が捜査、取締り等の職務に従事する際、有形無形の嫌がらせや報復等の危険にさらされたり、当該職員等の生命又は身体に危害が加えられたりするおそれがあることから、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例16条4号に該当する。

(2) 「通報場所」、「事件内容及び犯人等」、「通報者」、「通報局」、「通知電話番号」の各欄及び「処理てん末状況」欄のうち「通報者」欄の非開示とした部分（以下「本件非開示情報2」という。）について

当該非開示情報は、110番通報の内容、電話番号その他の110番通報をした個人に関する情報のほか、通報者の住所、職業、氏名、生年月日、年齢及び電話番号等であり、審査請求人以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができることから、条例16条2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、110番通報は、通報者、目撃者その他の関係者の秘密を守るという信頼関係に基づいており、開示することにより、今後通報者が110番通報することを躊躇する

おそれがあるなど、通信指令業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該非開示部分は条例16条6号に該当する。

(3)「処理てん末状況」欄のうち「当事者」欄の非開示とした部分（以下「本件非開示情報3」という。）について

当該非開示情報は、当事者の住所、職業、氏名、生年月日、年齢及び電話番号であり、審査請求人以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、110番処理は、関係者との信頼関係に基づいており、開示することにより、関係者との信頼関係が崩れ、110番処理に関して、関係者からの協力が得られなくなるおそれがあるなど、110番処理の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該非開示部分は条例16条6号に該当する。

(4)「処理てん末状況」欄のうち「結果」欄の非開示とした部分（以下「本件非開示情報4」という。）について

当該非開示情報は、警察官の事案処理に係る評価又は判断に関する情報であって、警察官が専門的知識経験に基づき、評価又は判断した内容が記載されており、これらの情報を開示することにより、事案処理を担当する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、正確な事実を報告することを躊躇し、110番処理簿の記載内容が形骸化するなど、今後の110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年11月21日	諮問
平成31年 3月27日	実施機関から理由説明書收受

平成31年 4月22日	新規概要説明（第132回第三部会）
令和 元年 5月27日	審議（第133回第三部会）

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 110番処理簿について

110番処理簿は、110番通報を受理した警視庁通信指令本部の指令担当者が事案を管轄する警察署に指令を発し、当該警察署において110番通報の内容や現場に到着した警察官の活動結果を明らかにするために作成されるものである。

同処理簿は、「入電日時」、「入電事案名」、「処理結果」、「通報場所」、「発生場所」、「通報者」、「通報局」、「通知電話番号」、「聴取電話番号」、「緊配種別」、「通本指令担当者」、「110番受理担当者」、「処理者」、「処理結果報告者」、「事件内容及び犯人人人相等、訴出人等」、「処理てん末状況」等の欄から構成されている。

これらの欄のうち、「通報場所」欄には通報者が通報を行った場所が、「通報者」欄には当事者、関係者といった通報者の特性が、「通報局」欄には通報に用いられた基地局名が、「通知電話番号」欄には通報に用いられた電話番号が、「通本指令担当者」、「110番受理担当者」、「処理者」及び「処理結果報告者」の各欄にはそれぞれの業務を担当した警察職員の氏名が、「事件内容及び犯人人人相等、訴出人等」欄には通報者の氏名や事件の内容等の通報内容が、「処理てん末状況」欄には事案の概要や処理てん末のほか、関係者の氏名・住所などの人定情報等がそれぞれ記載されることになっている。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件開示請求に係る対象保有個人情報は、「110番処理簿（〇〇警察署、平成30年〇月〇日、整理番号〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち、本件非開示情報1及び警察職員の「印影」は条例16条2号及び4号に、本件非開示情報2及び3は同条2号及び6号に、

本件非開示情報4は同条6号に該当するとして、当該部分をそれぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は審査請求書において、本件対象保有個人情報のうち警察職員の「印影」以外の非開示部分について開示を求めていることから、審査会は、本件非開示情報1から4までの非開示妥当性について判断する。

ウ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに係る情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても開示しなければならない旨規定している。

条例16条4号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件非開示情報 1 の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 1 には、警察職員の氏名が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条 2 号本文に該当するものと認められる。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

実施機関は、本件非開示情報 1 はいずれも管理職でない警察職員の氏名であると説明する。

実施機関では、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名については慣行として公にしていないことから、本件非開示情報 1 は条例16条 2 号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 1 は条例16条 2 号に該当し、同条 4 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

オ 本件非開示情報 2 の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 には、通報者が通報を行った場所、通報者の電話番号、通報した内容、通報者の住所や氏名等の人定情報等、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されている。

110番通報は、警察が関係者の秘密を守るという信頼関係に基づき、関係者が事案の早期解決を求めて氏名や事案の内容等、自らが知り得る情報を警察に託しているものであるため、関係者を特定できる情報や事案内容を一部でも開示することになると、関係者との信頼関係が損なわれ、今後、通報者、目撃者その他の関係者から110番通報に関する協力が得られにくくなるなど、通信指令業務の適正かつ円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 2 は条例16条 6 号に該当し、同条 2 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

カ 本件非開示情報 3 の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 3 には、当事者の住所、職業、氏名、

生年月日、年齢及び電話番号が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報3は条例16条2号に該当し、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

キ 本件非開示情報4の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報4には、110番通報の現場に臨場した警察官が、事案の関係者から事情聴取し、当該事案を総合的に評価、判断した内容が記載されており、これらの情報を開示することとなると、事案処理を担当する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、正確な事実を報告することを躊躇し、110番処理簿の記載内容が形骸化することにつながり、110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明